令和４年10月17日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡（更新）に関し、このたび日本医師会より通知がありました。
概要は下記の通りであり、詳細は日本医師会通知をご参照ください。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

◯ファイザー社の小児用新型コロナワクチン（５～11歳用）について、現在、ファイザー社において有効期限延長に向けて安定性試験が継続されていることを踏まえ、有効期限が本年10月末（ロット番号：「FN5988」）又は本年11月末（ロット番号：「FP0362」及び「FR4267」）となっている未使用のワクチンについては、事務連絡等で改めて連絡されるまで（**現時点では連絡時期未定**）の間は、有効期限を迎えても廃棄することなく、引き続き-90℃から-60℃の温度帯で適切に保管し、**有効期間が延長された場合に再び活用できるようにすること。**

◯有効期限を迎えた小児用ワクチンは下記のとおり取り扱うこと。
・ロット番号を確認の上、他の使用可能なワクチンと区別して、有効期限が延長されるまでは接種に使用しないこと。
・有効期限内のワクチンと同様の貯法で保管すること。
・再凍結はできないこと。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）